

### 第3期障害福祉計画の作成に係るQ&A

	質問内容	回答
1	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援のサービス見込量は実利用者数で見込むのか。それとも延べ利用者数で見込めばよいか。	実利用者数で見込んでいただきたい。
2	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援のサービス見込量については月間の実利用者数を見込むこととされているが、月間の実利用者数とは、特定の月(例えば3月)の利用者数を見込むのか、それとも各月の利用者数の平均を見込むのか。	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援のいずれも各月の利用者数の平均を見込む。 具体的には、各月ごとにサービス見込量を算出・集計して、年間の総利用者数を算出し、その算出した年間の総利用者数を「12(ヶ月)」で除した値を月間の利用者数とする。 なお、実績値の集計についても、各月ごとの利用者数(実績)を集計し、年間の総利用者数(実績)を算出後に「12(ヶ月)」で除した値を月間の利用者数(実績)とする。
3	計画相談支援については、以下の例のようにサービス利用支援や継続サービス利用支援を実施しない月は利用者数にカウントしないということによろしいか。  (例)6ヶ月ごとに継続サービス利用支援を利用する者 5月 → 11月 → 5月 →利用した5月、11月、5月に1名としてそれぞれ計上。それ以外の月は計上しない。	お見込みのとおり。
4	入院中の精神障害者の地域移行支援に係る計画相談支援についても、計画相談支援のサービス見込量に含めるか。	お見込みのとおり。 なお、地域移行支援は6ヶ月に1回を標準として継続サービス利用支援を行う旨、別途お示ししていることに留意いただきたい。
5	障害児入所施設に入所する18歳以上の者についても、計画相談支援や地域移行支援のサービス見込量に含めて見込むのか。	お見込みのとおり。
6	同一月に計画相談支援と地域相談支援のサービスを利用する者がいる場合、各々、サービス見込量を見込むのか。	お見込みのとおり。

### 第3期障害福祉計画の作成に係るQ&A（2）

	質 問 内 容	回 答
1	<p>平成23年2月22日の障害保健福祉関係主管課長会議資料では、サービス見込量の考え方の中で「18歳以上の障害児施設入所者については、・・・数値目標や、サービスの見込量、入所定員総数を設定する際には、・・・除いて行うものとする。」としている。</p> <p>①18歳以上の障害児施設入所者が平成24年度以降、当該障害児入所施設が障害者支援施設の指定を受けて、引き続き入所している場合、夜は施設入所支援のサービスを受けて日中は生活介護や就労継続B型のサービスを受けることが考えられるが、この場合の取り扱いについて教えていただきたい。</p> <p>②重症心身障害児施設が平成24年度以降、障害者自立支援法における療養介護事業所へ移行した場合、療養介護のサービス見込量に含めて見込むのか。</p>	<p>ご指摘の抜粋については、障害児入所施設に入所していた者(18歳以上の者に限る。)であって、当該指定知的障害児施設等が指定障害者支援施設の指定を受けて、引き続き入所している者について、障害者自立支援法第36条の特定障害福祉サービスに関する生活介護、就労継続支援B型及び第38条の指定障害者支援施設に関する施設入所支援の3つについてはサービス見込量などから除く取り扱いとしている。</p> <p>すなわち①について、(夜)施設入所支援+(昼)生活介護又は(夜)施設入所支援+(昼)就労継続支援B型の利用者は施設入所支援及び生活介護又は就労継続支援B型ともにサービス見込量などに含めないものとするが、(夜)施設入所支援+(昼)自立訓練(生活訓練)の場合は施設入所支援はサービス見込量などに含めないが、自立訓練(生活訓練)はサービス見込量などに含めて見込んでいただきたい。</p> <p>また、②については、療養介護へ移行していることからサービス見込量に含めて見込んでいただきたい。</p> <p>なお、上記の取り扱いについて、障害者支援施設の入所定員総数が計画上の入所定員総数を上回る場合であっても指定を行うなど移行が円滑に進むよう留意いただきたい。</p> <p>また、計画上、数値目標、見込量、入所定員総数には含まないものの、計画的に地域移行を進めることが望ましい。</p>
2	<p>予算事業で行われていた重症心身障害児(者)通園事業の18歳以上の利用者は障害者施策(障害福祉サービス)で対応することとなるため、サービス見込量に含めて見込むと考えるよろしいか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
3	<p>平成23年10月31日の障害保健福祉関係主管課長会議資料の基本指針(案)において資料51ページに「障害児支援のための計画的な基盤整備」についての規定があります。</p> <p>①「障害児支援に係る方針を策定することが望ましい。」とされているが、障害福祉計画とは別に策定すべきものなのか。また、具体的にどのような内容を策定することが求められているのか。</p> <p>②障害児支援について第3期障害福祉計画に盛り込む必要があるのか。</p>	<p>①つなぎ法が平成24年4月1日から施行され、障害児支援の強化がなされることを踏まえ、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者の整備方針等、障害福祉計画に定める事項に準じたものを障害福祉計画と同様に策定することが望ましいが、内容や方法等については、各自治体の実情に応じて策定いただきたい。</p> <p>②障害福祉計画は、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者自立支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画であるため、障害児支援については盛り込むことは要さないが、国の基本指針において、障害児支援に取り組むことが望ましい旨明記したものである。</p>